

【個人研究】

ニカブの禁止に関する検討 —カルチュラル・コンピテンスの視点から—

星野 晴彦*

Examining a ban on the niqab:
From the perspective of cultural competence

Haruhiko HOSHINO

Cultural competence refers to the process by which individuals and systems respond respectfully and effectively to people of all cultures, languages, classes, races, ethnic backgrounds, religions, spiritual traditions, immigration status, and other diversity factors in a manner that recognizes, affirms, and values the worth of individuals, families, and communities and protects and preserves the dignity of each

I have been studying cultural competence in social work.

In this article, I describe my honest surprise at the passage of a Danish law prohibiting wearing the niqab (religious dress for Muslim women). I would argue that diversity in people's cultural dress is a good thing and that people should be able to express themselves without regulation by the government. In this article, I do not argue either point but only describe my profound surprise. Japanese living in Denmark do not seem to be very surprised by this topic.

From the perspective of cultural competence, the following three points of the Danish position should be examined.

- 1 Cultural competence is often referred to when trying to understand other cultures. However, a solid look at the dominant culture and its structure of repression must also be done. However, a deep awareness of the structure of repression in mainstream culture is also required.
- 2 There are instances where the concept of “do no harm” and “respect for diversity” are in conflict. This is especially true for women who wear the niqab. For example, democratic societies value diversity but if they do not tolerate the niqab, how realistic is that diversity? Certainly, some women are forced to wear it, others choose to remove it, and others also dare to put it on. More factual research needs to be done on this topic.
- 3 There are sometimes strongly conflicting values and beliefs between the practitioner, the client, and the client's culture they are trying to engage with. If the practitioner has firmly rooted beliefs and values themselves, the practitioner should consider the above points and be mindful of his or her responsibility in such situations while taking into the client's dilemma into consideration.

Keywords : niqab, cultural competence, Denmark, social work

ニカブ、カルチュラル・コンピテンス、デンマーク、ソーシャルワーク

* ほしの はるひこ 文教大学人間科学部人間科学科

I はじめに

筆者はこれまでカルチュラル・コンピテンスの研究をしてきた。カルチュラル・コンピテンスの理念については後述するが、ソーシャルワーカーが自分とは異なる文化を尊重し、またその強さを認識していくというものである。

加えて本稿では、デンマークで、ニカブ（イスラム教の衣装・後述する）を公的な場でまとうことを禁止する法律が可決されたことについて述べていく。それ自体に対して筆者は正直驚いている。様々な文化に基づく衣装があることと、それを公的な場で使用してはならないという次元とは異なると思われたためである。なお、本稿では、いずれかを批判するものではなく、きわめて驚いているということを示すのみである。科学的根拠は十分ではないが、デンマークに在住している日本人にインタビューした所、本件に関してさほど驚いていないようである。

筆者自身もデンマークにも行き、そのヒュッゲ¹という文化（ホッと癒される居心地の良い時間、そのような時間を作ること）は好きであるし、その王朝文化の伝統も尊敬している。極めて格調高いと思っている。そして国民の生活がエコできわめて合理的である。しかし同時に教会に通うものは僅かであっても、社会的にルター派の教会文化が強く浸透していることを強く感じた次第である。

なお、近藤²は移民性総合政策指標をもとに3つのタイプに分けている。

- ① アメリカ、カナダ、オーストラリア、伝統的な移民国家
- ② イギリス、フランス、ドイツ、スウェーデンなどはヨーロッパの移民国家
- ③ 日本、韓国は移民国とは目されていない

直接関係しないにしても、入国管理法改正以降、第三の立場にあってずっと関係がないと安閑とするのではなく、日本も移民の宗教に絡む問題は無関係でいられなくなると思われる、ことは認識しておくべきであろう。

II カルチュラル・コンピテンスについて

実は2000年に国際ソーシャルワーカー連盟がソーシャルワークの定義を行ったときに、これは欧米のキリスト教を中核とした定義であるという批判もされてきた。それに対して、2014年に国際ソーシャルワーカー連盟³は「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」において、ソーシャルワークの定義を次のように述べている。

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知（indigenous knowledge）を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。」

（下線は筆者）

言ってみれば、多様性尊重・地域・民族固有の知などが加えられたわけである。これは一見当然のことであるが同時に深い混乱をもたらすものでもある。定義の注釈⁴にも示されているが、ジレンマを生じさせるものである。

ここで、カルチュラル・コンピテンスを議論する際に、多文化国家であるために豊富な取り組みをしてきたアメリカの、全米ソーシャルワーカー協会の取り組みがきわめて参考となる。全米ソーシャルワーカー協会（以下、NASW）倫理綱領（2017）の前文⁵は、以下の通り述べている。（下線は筆者）

「ソーシャルワーク専門職の使命は人間の福祉を増進し、基本的な人間のニーズに合致するように支援することである。特にそこでは、支援が必要で、抑圧され、貧困生活をしている人々に注目すべきである」

前述したNASW⁶は「ソーシャルワーク実践におけるカルチュラル・コンピテンスに関する規準と指標」(2015)を制定している。そこで、カルチュ

ラル・コンピテンスに関して、「個人やシステムが敬意を持って効果的に、文化・言語・人種・階層・民族的背景・宗教・その他の多様性の生じさせる要因を持つ 人々に対応していくプロセスである。個人・家族・コミュニティの価値を認識し、肯定し、高く評価し、個々の尊厳を認識していく」と定義している（下線は筆者）。

そして、「倫理と価値」、「自己覚知」、「異文化に関する知識」、「異文化に対応する技術」、「サービス提供」、「エンパワメントとアドボカシー」、「専門職教育」、「言語多様性」、「異文化のクライアントグループに対するリーダーシップ」、「雇用における専門職の多様性」などの項目を挙げている。特に「自己覚知」については以下の通り述べている。

「ソーシャルワーカーは自分自身が、そして他の人々が文化的にどのような同一性を持っているのかを示す力がなければならない。

ソーシャルワーカーはクライアントのために行う作業の過程で、自分の特権と権力の影響力について認識しなければならない」

加えて、「エンパワメントとアドボカシー」では次のように示している。

「ソーシャルワーカーは異なる文化の中で、支援を必要とする人々に関する社会システムや政策の影響について認識する必要がある。そして抑圧された人々が力を得るように支援し、また彼らを代弁するために、政策や実践の発展や履行に参画していかなければならない」

さらに詳細に条文を見てみたい。「ソーシャルワーク実践におけるカルチュラル・コンピテンスに関する規準と指標」⁷の条文1.05文化理解と社会的多様性では以下の3点を示している（下線は筆者）。

- (a) ソーシャルワーカーは、文化と人間の行動と社会における文化の機能を理解する必要がある。そこではすべての文化に存在する強みを認識する。
- (b) ソーシャルワーカーは、クライアントの文化に関する基礎的知識を持つ。クライアントの文化や、人々や文化のグループの違いに敏感なサービスの提供において能力を発揮でき

る必要がある。

- (c) ソーシャルワーカーは、人種、民族、出身国、色、性別、性的指向、性同一性または表示、年齢、婚姻状況、政治的信条、宗教、移民ステータス、および精神的または身体的能力に関する社会の多様性と抑圧の性格について教育を受け、理解する必要がある。

以上カルチュラル・コンピテンスの構造を示してきたが、実はカルチュラル・コンピテンスのジレンマは宗教に関する側面で多く見られるのではと思われる。その問題に詳しいFurness⁸は、宗教に関するカルチュラル・コンピテンスに着目し、ソーシャルワーカーはアセスメント、介入、評価にあたり、以下の質問を用いて省察するようにしなければならない、としている。

- ①十分に自分の信仰やスピリチュアルな信念に関して、また他者に対する自分の反応に関して、自覚して、省察しているか。
 - ②関連する個人やグループに、かれらの信仰やスピリチュアルな信念、そこから生じる強さ、困難さ、ニーズについて十分に議論する機会を提供しているか。
 - ③彼らが自分たちの信念、強さ、ニーズについて語っていることを傾聴しているか
 - ④彼らの信念、強さが備えている高度な専門知識を認識しているか。
 - ⑤実践を進めるにあたり、偏りがなく、また喜んで自分の考えかたを検証するようにしているか。
 - ⑥信頼と尊重の念をもって、関係作りをするようにしているか。
 - ⑦彼らの個々の信念、強さ、ニーズに対応する際に創造的な姿勢で臨んでいるか。
 - ⑧これまで熟知していなかった、信仰、スピリチュアルな信念、実践に関する重要な情報やアドバイスを十分に収集したか。
- 改めて、カルチュラル・コンピテンスが唱えられてきたことの意義を整理してみたい。それは、多様性の尊重（異なることを促す）を訴えることにある。前述したソーシャルワーク専門職のグローバル定義の注釈⁹では、近代の科学的知識だけでなく、非西洋の伝統的な知を尊重し、特に

先住民の知を強調している。そこではソーシャルワークの焦点として、普遍性と同時に多様性を訴えている。主流文化が心を尽くしたサービスをしてそれが届かないこと、そして支援が中断することを考えれば、その文化を理解し、それに沿った支援が求められるのは当然のことと言えよう。そして優越性、無理解、普遍性、無能、センシティブティの欠如を示したソーシャルワーカーの態度や行為により、サービス利用者は2つの選択肢のうち1つの選択をする。第1は、彼らが敵意を示して、支援に協力しようとししない。第2は、彼ら自身の世界観と葛藤があるにしても、支配的な文化に従うことで実践者を喜ばせようとする、ということである。利用者と支援者の力関係により、少数民族の人々は抵抗するよりも、自分自身の信条とする文化には適合していない支援方法に従う場合が多い¹⁰。現実的な表象とは別に、この文化の力やそれに基づく祈りの力はとても悔りがたく、ソーシャルワーカーは実践の中で注意を怠ってはならないのではないか。

Ⅲ デンマークにおける変化

千葉忠夫¹¹が「世界一幸福な国」という本を著して、評価の高いデンマークである。

高福祉高負担に驚く移民も多いが、社会教育も充実しており、日本とは全く異なる方向性を示している。特に自己決定への責任に対する顕著な異なりを感じる。

デンマークは平等・福祉・多元性という意味で先駆的であり、移民の受け入れ率も高い。また、LGBTなどへの取り組みも多様性尊重により画期的である。しかし新たな動きも見られるようになった¹²。世界的に高福祉国家として知られる国である。デンマークは長年、人道主義の観点から移民を寛容に受け入れてきた。しかし、世界の先進国と同様に、同国にも変化が生じてきた¹³。現在では人口の約10%が移民となり、移民の増加に伴って様々な社会問題が生じ始めた。高税を負担することによって充実した福祉サービスが受けられるという制度が出来上がっているデンマークでは、労働力として国に貢献することが必要不可欠

となる。しかし、言語や文化の違いを持つ移民が増加することによって、国の負担が大きくなり、福祉政策の質が低下するのではないかと懸念されるようになった。そこでデンマークは、極右政党のデンマーク国民党を筆頭に、厳しい移民政策を掲げるようになったのである。現政権は変わったがその方向性に変化はない。具体的には、国籍取得要件を厳格化（公的機関に借金がないこと、デンマーク語とデンマーク社会適合試験の義務化、デンマークの法律及び民主的ルールに従うことの誓約）である。これは移民・難民への制限を強めることになる。加えて、配偶者をデンマークに呼び寄せることができる配偶者が24歳以上で、「デンマークとの関係が出身国との関係よりも強固でなければならない」とされている。結果、24歳以下の外国人と結婚したデンマーク人が国内で共に生活できないという事態が生じた。デンマークの移民政策において、EUの基本的理念である「基本的人権の尊重」「多文化主義」と齟齬が生じつつある。

蛇足になるがスウェーデンでも右翼政党が移民受け入れに対して反対の動きを示している。結果的にはスウェーデンでは政権党になっていないものの、同様の動きがあることには注目しておきたい。そして繰り返しになるがこのようなポピュリズム的な動向がEU内で起きており、現れ方が異なっているだけのことでありと思われる。

Ⅳ デンマークでの新法成立

ブルカ、ニカブ、ヒジャーブについて図示しておく。

ニカブの禁止の発端はフランスである。フランス社会¹⁴においてイスラムに対する偏見や不寛容が存在することは否定しがたい。むしろ日本の見えないところで反差別のアクションも行われていることも事実である¹⁵。しかし、西洋が東洋を他者化して、東洋には自分たちにはない女性差別や蔑視がある、というまなざしがある¹⁶それがフランスなどのEUに倣い、デンマークでも公式の場におけるニカブ着用を禁止するようになったというものである。ただここで注目すべきはフランス



ブルカ

イスラム教の服装に関する戒律の中で最も厳しいもの。アフガニスタンでは女性の多くが着用している。顔は完全に隠れ、植物繊維か馬の毛でできた網状のものをすかして目だけが見える。



ニカブ

目以外の顔や髪、首までも隠すもの。中東の湾岸諸国の女性が多く着用している。



ヒジャブ

スカーフで髪と首を隠すもの。ニカブと組み合わせて着用する地域もある。

などで論じられているセオリーでは、決してイスラム教徒自体を批判しているのではない。イスラム教徒がしているであろう虐待を想定して糾弾している、というセオリーである。フランスの公的学校で、『女性蔑視のシンボルと一義的に断定されたスカーフをまとうイスラム教徒の彼女たちを「家父長制に屈した娘』として主体性を否定され、さらに学校側の説得を受け入れようとしなかった者たちは原理主義に洗脳された娘として排斥される。誰もが賛同する普遍的理念の下に、どうか圧力にあらがう少数者を糾弾し、沈黙させるという構造である。普遍的理念に訴えるために人種主義とは一見無関係である¹⁷。

くどくなるが、これはフランスの信じる普遍的正義に反するので、ニカブ着用を糾弾するというものである。このレトリックは見逃してはなるまい。ドイツでも同様に「イスラムはドイツ社会の自由で民主的なルールに適合しない」などという一般論として語られることが多い¹⁸。

改めてこのような潮流に飲み込まれたデンマークに対して、筆者はこの自国民とそれ以外の者に対する態度のギャップに驚いている。ここではしばしば取り上げられる移民政策については触れないが、これも日本と比較して積極的に移民政策に取り組んできた従来の姿では考えられなかったことではないか、と思われる。西欧においてここまでイスラムのヴェール論争が過熱した背景としてムスリムとイスラムらに対する嫌悪感が社会的に

高まったことが指摘されている¹⁹。彼らの存在は景気の低下と共に雇用を脅かし社会保障を圧迫するものとして嫌悪されてきた。各地で閉鎖的な共同体を形成し容易に受け入れ国に同化しない移民に欧州はいらだちを抱いた²⁰。

女性の権利としてデンマークで、公共の場所で顔を覆うヴェールなどの着用を禁止する新法が施行された。この法律により、ニカブ（目以外の顔と髪を覆い隠すバール）やブルカ（全身を覆う服）の着用が禁止される。公共の安全を確保する目的で、顔全体を隠すヴェールの着用を一定の範囲で制限するのであれば、理にかなうかもしれない。しかし、ヴェール類の着用の全面禁止となれば、女性の表現の自由や信仰の自由の権利侵害であり、不適切かつ不要なものともなりうる。新法の支持者らは、主な賛成理由として、イスラム教徒の女性たちが顔全体を覆うことを強制されるのではないという要請があるとされ、それに応えるためだという。これは女性を抑圧しているという発想に基づく。デンマークが做ったフランスをくり返しここで挙げる。ヒジャブに対する姿勢は、フランスの普遍的正義に反し、女性を差別するという発想に基づく。そこから端を発した展開である²¹。ヒジャブの「女性の男性への屈従のシンボル」を正すという趣旨である。東洋には自分たちの世界にはない独特な女性差別や蔑視がある、というものである。確かにヒジャブは歴史的に強制されてきた経過もあったろうが、それをあえて脱

し、結果として、実際に自主的にニカブを民族の誇りとして着用している事例もある。

なお、顔全体を覆うヴェールの禁止は、すでにオーストリア、ベルギー、フランス、オランダ、ブルガリア、スイス（一部の州）で近年施行されており、デンマークがそれらの国々に続く格好となった。イタリアではいくつかの自治体が禁止している。ドイツでは法律ではないが半分の州で教員が学校にスカーフで出勤することを禁止している。デンマークでは、この法律に反すると罰金が科される。また、今回の新法で、ニカブやブルカをはじめ、つけひげ、仮面など、顔を覆い隠すものの着用が、公共の場所では禁止される。新法の支持者らは、また、「この法律で、庇護希望者や移住希望者は、デンマーク社会に溶け込みやすくなるだろう」と語っている。

V 北欧との比較

ここでスウェーデンとの比較²²を述べておく。スウェーデンでは正反対の対応をしている。共に北欧型福祉国家デモクラシーと呼ばれながらも、スウェーデンとデンマークは、移民の包摂や「福祉排外主義」の定着において異なる姿を示している。スウェーデンは包摂的であり続けようとしている。むろん、それに異議を唱える政党もしている²³。その両国差異は、民主的な福祉国家に至るレジーム形成局面に遡って分析することができる。すなわち、デンマークの場合、ナショナル・レジーム（自国主義）の問題が繰り返し政治化し、「小国」としての民主的なナショナル・レジームが確立した。それは国民国家の枠組みを強調するリベラル・ナショナリズム的な性格を有するものとなった。言ってみれば同族の者に対しては、極めて寛大だが、そうでないものには残酷になりうるということである。これはその用語でイメージを悪くしてしまうゲットー政策（貧困な移民地区への強制退去政策）と軌を一にしているかもしれない。

VI 世界の反応

世界の反応について二つの側面から挙げたい。

第一は国際的な反対の声明である。特に、アームネスティ・インターナショナルとEU国際裁判所などの動きを挙げたい。双方とも法律自体が権利侵害であることを示している。アームネスティは「公共の安全という目的であれば一定の制限を課すことは必要であろうが、この法律による全面的禁止は妥当でもなく表現や信仰の自由という女性の表現の権利を阻害している」としている、特にEU国際裁判所ジュネーブ当局は「明白に根拠不能」としている²⁴。ただ顔を隠すことを禁止するという点に着眼し、当該法を巡るイスラマフォビアの問題を認識しつつも裁判所は宗教的な意味合いに明示的に基づいていない。これはマイノリティの程の拒否とすら言いうる²⁵現実的には宗教上の問題は個々の国に具体的な対応は求められることになる。しかしイスラムのヴェール着用禁止に関する訴訟は締約国において一件も存在していない。むろん、当事者のデモによる反対運動はある。

第二に背景を理解しつつも、本来の教義の存在を認識することである。確かにヨーロッパでこのような過剰な反応があった背景には、多くの陰惨なイスラム関係者のテロ事件があったのは事実であろう。しかし、その背景には宗教的な教義に加えて彼らが欧米にてどのような職業の待遇を受けてきたのかということも大きく影響しているのではないか。他方でイスラム教をその教義の原点に従い平和に生活する人々がいることも事実であり、決して一様にとらえてはならないのである。文化的には同一に見えるようであっても一様にとらえるのではなく、グループごとに差異があることを認識しなければならない。実際はその集団が独自に構成員に課しているものであり、個別のグループとして理解していく必要もある。また本来の教義も理解する必要がある。

Hodge²⁶は9.11以来イスラム教徒が誤解されていることを懸念して本来的なイスラム教について論じている。また実際にヴェールは抑圧のシンボ

ルとみなされがちな時にそうではなく女性のアイデンティティー・誇りを示すことをインタビューした結果もある²⁷。荒井たち²⁸はイスラム教を解説するために、ステレオタイプからの脱却を目指す異文化理解をめざして、テロではない、また抑圧的ではないイスラム教徒についてわかりやすい教科書を作成している。片倉²⁹もイスラム教徒の女性の日常より、その抑圧性を否定している。これは彼らと生活したルポに基づくものである。

Ⅶ 検討

国が法律を制定した以上、ソーシャルワーカーにできることは乏しいかもしれない。しかし筆者は、ソーシャルワーカーがカルチュラル・コンピテンスを考えていく上で、デンマークのニカブ禁止をする法律の事例より、以下の三点を述べたい。

- 1 カルチュラル・コンピテンスが、しばしば他文化の理解という次元で取り扱われているが、主流文化の抑圧の構造を深く認識がなされなければならない。
- 2 「危害を加えないこと」と「多様性の尊重」が対立し、競合するばあいがある。これについては事実関係の精査が今後とも必要となる。とくにニカブに関する女性差別というものが現実的にどこまで実態的であるか、である。確かに伝統的に不本意に着用させられている者もいれば、自ら脱ぎ捨てるものもあり、また敢えて民族の誇りとして着用するものもある。
- 3 異なる文化に対する価値と信条の葛藤（主流文化の譲れない基準）が強く存在している。特に自国の文化に対するプライドが強ければその調整は至難のこととなろう。さらに9.11以降イスラムに対する嫌悪感がそれを助長することになっているであろう。しかしむろん、多文化共生に向けての相互ダイナミズムなどにより、もう一度自分たちの価値・信条を見直すことと、新たな共有世界を構築していくことの可能性があるのではないか。まさにここにソーシャルワークの参画する意義があると思われる。

Ⅷ 終わりに

筆者は自身があこがれるデンマークでニカブ禁止法が制度化されたことを驚いたということを書いただけであって、それ以上を論じれるものではない。自分なりに個人的にイスラム教徒の方々とのお話もしたが、当然それにも限界はある。本課題の深さに十分に論じる力量もなく、今後の課題としたい。

しかし入国管理法改正以降日本が外国人を受け入れるという方向に変更した上は、共生という側面から、どう対応していくべきなのかという深い次元での示唆も与えてくれているように感じるものである。

引用文献

- ¹ Wiking, M., (2016) *The Little Book of Hygge: The Danish Way to Live Well*, (Penguin Life)
- ² 近藤敦『多文化共生と人権』明石書店,2019,p25
- ³ International Federation of Social Workers (2014) *Global Definition of the Social Work Profession*.
- ⁴ 同上 注釈
- ⁵ The National Association of Social Workers (NASW) (2017) *Code of Ethics*.
- ⁶ National Association of Social Workers (2015) *Standards and Indicators for Cultural Competence in Social Work Practice*.
- ⁷ 同上.
- ⁸ Furness, S., 2010 *Religion, Belief and social work*, University of Chicago Press, pp48-49.
- ⁹ 前掲7).
- ¹⁰ Laird, S., (2008) *Anti-Oppressive Social Work A Guide for Developing Cultural Competence* SAGE, pp93-94.
- ¹¹ 千葉忠夫 (2009) 『世界一幸福な国デンマークの暮らし方』PHP新書.
- ¹² 銭本隆行 (2012) 『デンマーク流幸せの国の作り方』明石書店.
- ¹³ 鈴木優美 (2010) 『デンマークの光と影—福祉社会とネオリベラリズム』壺生舎.

- ¹⁴ 宮島喬 (2017)『フランスを問う』人文書院.
- ¹⁵ 森千賀子 (2020)「反差別」『移民政策とは何か』高谷幸編, 人文書院, p26.
- ¹⁶ 嶺崎寛子 (2019)「イスラームとジェンダーをめぐるアボリアの先に」『宗教研究』93-2 p191.
- ¹⁷ 樽本英樹編 (2019)「排外主義の国際比較」ミネルヴァ書房.
- ¹⁸ 佐藤成基 (2019)「なぜイスラム化に反対するのか」樽本英樹編『排外主義の国際比較』ミネルヴァ書房, p85
- ¹⁹ 小坂田裕子 (2017)「公共空間におけるイスラムのヴェール問題」, 中京大学, 51巻, p197.
- ²⁰ 同上 p198.
- ²¹ 前掲 15), p26.
- ²² 小川有美 (2014)「バック・トゥ・ザ・フューチャー – デンマークとスウェーデンの政治発展と包摂」『北ヨーロッパ研究』, 第11巻, P1
- ²³ 永吉希久子 (2019)「福祉国家は排外主義を乗り越えるか」樽本英樹編「排外主義の国際比較」ミネルヴァ書房, p149
- ²⁴ 前掲 15)
- ²⁵ 前掲 15)
- ²⁶ David R. Hodge (2005), Social Work and the House of Islam: Orienting Practitioners to the Beliefs and Values of Muslims in the United States, Social Work Volume 50. p162-173.
- ²⁷ Anderson Beckmann Al Wazni, (2015), muslim Women in America and Hijab: A Study of Empowerment, Feminist Identity, and Body Image, Social 60(4) p329
- ²⁸ 荒井正剛 (2020)「イスラムムスリムをどう教えるか」明石書店
- ²⁹ 片倉もところ (2019)『イスラムの日常生活』岩波書店